

| 頁 | 位置 | 素案(旧) | 案(新) | 摘要 |
|--------------------------------|------------|--|--|---|
| 第1章 発達障がい者支援指針 2 経過 | | | | |
| 3 | 13・14行目 | 「大阪市発達障害者企画・推進委員会」に改組 | 「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」に改組 | 文言訂正 |
| 3 | 下から4・5行目 | 「大阪市発達障害者施策推進協議会」 | 「大阪市発達障がい者施策推進協議会」 | 文言訂正 |
| 第1章 発達障がい者支援指針 4 取組の柱と指針 | | | | |
| 5 | | 体系図 | 体系図の差替え(後述の表記整理に伴う訂正) | 図訂正 |
| 第2章 具体的な取組について 1 早期発見から早期発見支援へ | | | | |
| 6 | 上段 | 図(大阪市の発達障がい者支援施策 早期発見～早期支援) | 図の差替え(発達障がい児専門療育機関のか所数等を削除) | 図訂正 |
| 7 | 2・3行目 | 4・5歳児を対象に、 | 3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、 | 文言訂正 |
| 7 | 5行目 | 各区保健福祉センター地域保健活動業務担当で予約を受け付けます。 | 各区保健福祉センター地域保健活動業務担当にご相談ください。 | 文言訂正 |
| 7 | 下から11・12行目 | 〔本市ホームページ〕〔市民の方へ〕〔障がいのある方へ〕〔障がいのある方へのお知らせ〕〔発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録について〕 | 〔本市ホームページ〕〔市民の方へ〕〔障がいのある方へ〕〔発達障がいのある方への支援〕〔発達障がいのある方への支援〕〔発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録について〕 | HPへの掲載ページ変更による文言訂正 |
| 10 | 1行目 | 教育・保育の充実(幼稚園・保育所) | 教育・保育の充実(幼稚園・保育所・認定こども園等) | 子ども・子育て支援新制度を踏まえるとともに、設置主体別の表記を統合する等による文言訂正 |
| 10 | 2行目 | 幼稚園・保育所において、 | 幼稚園・保育所・認定こども園等において、 | |
| 10 | 3行目 | 教員・保育士の研修、幼稚園・保育所の支援、支援手法の普及等を実施します。 | 幼稚園教諭・保育士等の研修、幼稚園・保育所・認定こども園等の支援、支援手法の普及等を実施します。 | |
| 10 | 5行目 | 幼稚園教諭に対する研修の実施 | 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施 | |
| 10 | 6行目 | 市立・私立幼稚園の教諭が、 | 幼稚園・保育所・認定こども園等の幼稚園教諭・保育士等が、 | |
| 10 | 7行目 | 教育場面における | 教育・保育場面における | |
| 10 | 9行目から10行目 | (市立学校園への研修については、2「学齢期の支援の充実」をご参照ください。) | 削除 | |
| 10 | 11行目 | 市教育センター教育振興担当 | こども青少年局保育施策部保育企画課 教育委員会事務局教育センター教育振興担当 | |
| 10 | 12行目から16行目 | 保育士に対する研修の実施 概要:公立・民間保育所の保育士が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。 担当:こども青少年局保育施策部保育企画課 | 削除 | |
| 10 | 17行目から18行目 | 市立幼稚園への支援 概要:(2「学齢期の支援の充実」をご参照ください。) | 削除 | |
| 10 | 20・21行目 | 市内の幼稚園・保育所に通う発達障がいのある児童とその保護者、関係機関等(私立幼稚園等)を対象に、 | 市内の幼稚園・保育所・認定こども園等に通う発達障がいのある児童とその保護者、関係機関等(幼稚園等)を対象に、 | |
| 10 | 下から2行目 | 巡回指導講師(小学校長OB)を保育所(公立・民間)に派遣します。 | 巡回指導講師を保育所等に派遣します。 | |

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)パブリック・コメント後の修正点一覧(案)

資料8-2

| 頁 | 位置 | 素案(旧) | 案(新) | 摘要 |
|----------------------------|----------------|---------------------------------------|--|-----------------------|
| 第2章 具体的な取組について 2 学齢期の支援の充実 | | | | |
| 12 | 上段 | 図(大阪市の発達障がい者支援施策 学校における支援) | 図の差替え(27年度予算項目の反映等) | 図訂正 |
| 12 | (図の下) 2・3行目 | 適切な支援を受けることができるよう、医療・福祉など関係機関との連携に努め、 | 適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めます。また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、 | インクルーシブ教育等の理念を踏まえ文言追加 |
| 12 | 下から7・8行目 | (臨床心理士、作業療法士)が | (臨床心理士、作業療法士、理学療法士)が | 27年度予算項目を反映した文言訂正 |
| 12 | 下から3行目 | 特別支援学校教員(10名)が、 | 特別支援学校教員が、 | |
| 14 | 下から4行目 | 知的障がい特別支援学校5校に | 知的障がい特別支援学校6校に | |
| 13 | 9行目 | 全市校園の希望する学校園を対象に、 | 希望する学校園を対象に、 | 表記統一 |
| 13 | 19行目 | 全市校園へ配付し、 | 学校園へ配付し、 | |
| 13 | 23行目 | 全市校園に配付し、 | 学校園に配付し、 | |
| 第2章 具体的な取組について 7 市民への啓発 | | | | |
| 18 | 下から5行目 | 大阪城・通天閣のブルーライトアップ | 大阪城天守閣・通天閣のブルーライトアップ | 文言訂正 |
| 発達障がい相談・支援機関 | | | | |
| 19 | | 発達障がい相談・支援機関の一覧表(ファックス番号無し) | 発達障がい相談・支援機関の一覧表の差替え(ファックス番号有り) | 表訂正 |